

市では昨年、医師会、歯科医師会、薬剤師会と「在宅医療廃棄物の適正処理に関する協定」を締結しました。在宅医療廃棄物を排出する場合は、協定に基づいた排出ルールや排出方法により、適正な処理にご協力をお願いします。

在宅医療廃棄物の排出ルール 返却するもの

①注射針や注射器などの鋭利なものや感染性の危険が高い医療材料

提供を受けた医療機関または薬局に返却する。

②使い残して不用となった医薬品類

調剤を受けた、医療機関または薬局に返却する。

ごみとして排出するもの

上記以外の在宅医療で発生した廃棄物は、家庭ごみの集積所にそれぞれ決められた曜日に、決められた方法で排出してください。

①脱脂綿、ガーゼ、紙おむつ、点滴ボトル、栄養剤などのバッグ、チューブのビニールやプラスチック類など

飛散防止のため、一度紙やビニールの袋に入れてから、燃やすごみ用の指定袋に入れて排出。

②ビン・カン類の薬の容器

中に薬が残っていないことを確認してから、燃やさないごみ用の指定袋に入れて排出。

③医薬品や医療用具などの包装類

リサイクルの識別マークに関係なく、燃やすごみとして、燃やすごみ用の指定袋に入れて排出。

処理方法が不明な場合の問い合わせ

☎320-3971 循環型社会推進担当

自宅で使った医療廃棄物は適正に処理を

障害者支援課からのお知らせ

◆心身障害者(児)一時介護料・重度身体障害者等移送費助成金請求期限は4月12日(月)まで

平成21年4月～平成22年3月に、①一時介護料助成登録をされている時介護を受けた、またはこれから受ける方と、②ストレッチャー(寝台)タクシーを利用(一定の要件が必要)した、またはこれから利用する方のうち、まだ助成金を請求していない方は、4月12日(月)までに障害者支援課へ請求してください。

◆重度心身障害者医療費助成金請求期限は診療日の翌日から2年間

平成20年3月に老人保健医療制度が廃止になりましたが、同制度に加入されていた方の助成金請求には、平成20年4月診療分からは医

療機関の領収書の原本または写しと、医療費助成給付請求書が必要です。障害者支援課、行徳支所福祉課、大柏出張所へ請求してください(所得制限などにより支給停止の方は除く)。

※医療費助成金通知書(はがき)は、平成20年4月診療分からは作成していません。

◆4月1日利用分からの福祉タクシー利用券の交付開始日について

3月23日(火)から、障害者支援課、行徳支所福祉課、大柏出張所で交付します。また、住基カードをお持ちの方は、4月1日(木)から市内25カ所の自動交付機を利用して交付が受けられます。
☎704-0272 障害者支援課

簡易な作業は シルバー人材センターにお任せ

現在、市内に住む60歳以上の男女約1,800人が登録しているシルバー人材センターでは、企業や家庭などから、高齢者に向けた作業を請け負っています。ちょっとした作業を頼みたい方、仕事をして健康維持や生きがい作りをしたい方、気軽にお問い合わせください。

仕事を頼みたい方

電話またはファクス、Eメールで申し込みます。仕事の内容や就業条件などを相談したうえで契約します。請負代金は、作業後、請求書が届いてからの支払いとなります。

仕事したい方

市内在住のおおむね60歳以上の方が対象です。年会費1,500円と証明写真(縦3cm×横2.5cm)1枚を持って、最寄りの事務所へお越しください。所定の入会申込書に記入するだけで、難しい手続きや特別な資格は要りません。

※平成22年度の会員登録は、3月15日(月)からです。

仕事内容

- ビルなどの清掃 ●集配業務 ●家事手伝い ●施設管理 ●伝票・帳簿の整理 ●植木の手入れ ●筆耕・あて名書き ●塗装や障子の張り替え ●簡単な修繕 他

市川市シルバー人材センター

毎週月～金曜日の午前8時40分～午後5時10分(土・日曜日、祝日を除く)

Eメールアドレス info@ichikawashi-silver.or.jp

●平田事務所(平田1-20-17) ☎326-7000/ファクス324-0062

●行徳事務所(市川市末広1-1-31行徳支所内) ☎ファクス397-8011

園芸なんでも相談室

3月4日(木)

・園芸講座「和モダンな盆栽」
午前10時～正午
山口まり氏

※先着20人にミニ盆栽体験あり
・園芸相談(午後1時30分～4時)受け付けは30分前まで
・緑の基金2階研修室(里見公園内)
☎31857600 緑の基金

職場のトラブル相談

配置転換・賃下げなど労使間のトラブルに専門相談員が電話または面談で対応
☎平日の午前9時～午後5時
フリーダイヤル0120-2506650 (千葉労働局)

募集

学芸員と野草の名札付けをしていただける方
3月7日(日)午前10時～正午

建物の高さ 懇談会 開催 ルールを一緒に考えよう

建物の高さは、斜線や日影規制などのルールで制限されています。現在のルールでは、大規模敷地においては周辺の建物より大きな建物を建築することが可能です。

そこで、安心して暮らせる街並み、良好な住環境を目指し、改めて建物の高さのルールについて検討することになりました。日頃建物の高さについて感じていることや、街並みの魅力について、意見を聞く懇談会を開催します。関心のある方の参加をお待ちしています。

懇談会の開催日程と会場

- ①3月9日(火) 行徳文化ホールI&I大会議室
 - ②3月11日(木) 男女共同参画センター研修ホール
 - ③3月12日(金) 市民会館第2会議室
- ※時間はすべて午後6時30分から1時間半程度
☎334-1402 都市計画課

求人

非常勤学芸員

内 資料収集・保管、展示業務、教育普及、調査研究。週4日、午前8時50分～午後5時20分。
人 有資格者で、専攻が日本民俗学で、民具などの整理・調査活用ができる方。
日 給 1万40円(交通費実費支給)。
給 願書配布受け付け 3月5日(金)まで(歴史博物館)で。
次 選考(願書業績リスト小論文後、面接)3月第2週目の平日。
☎373-6261 同館

総務省電気通信サービスマネーター

人 インターネットなど電気通信サービスに関心のある20歳以上の方。
期 間 6月1日から10カ月
内 期間中2回のアンケートと1回の会議出席、謝礼有り。
☎03-62381676 関東総合通信局

